

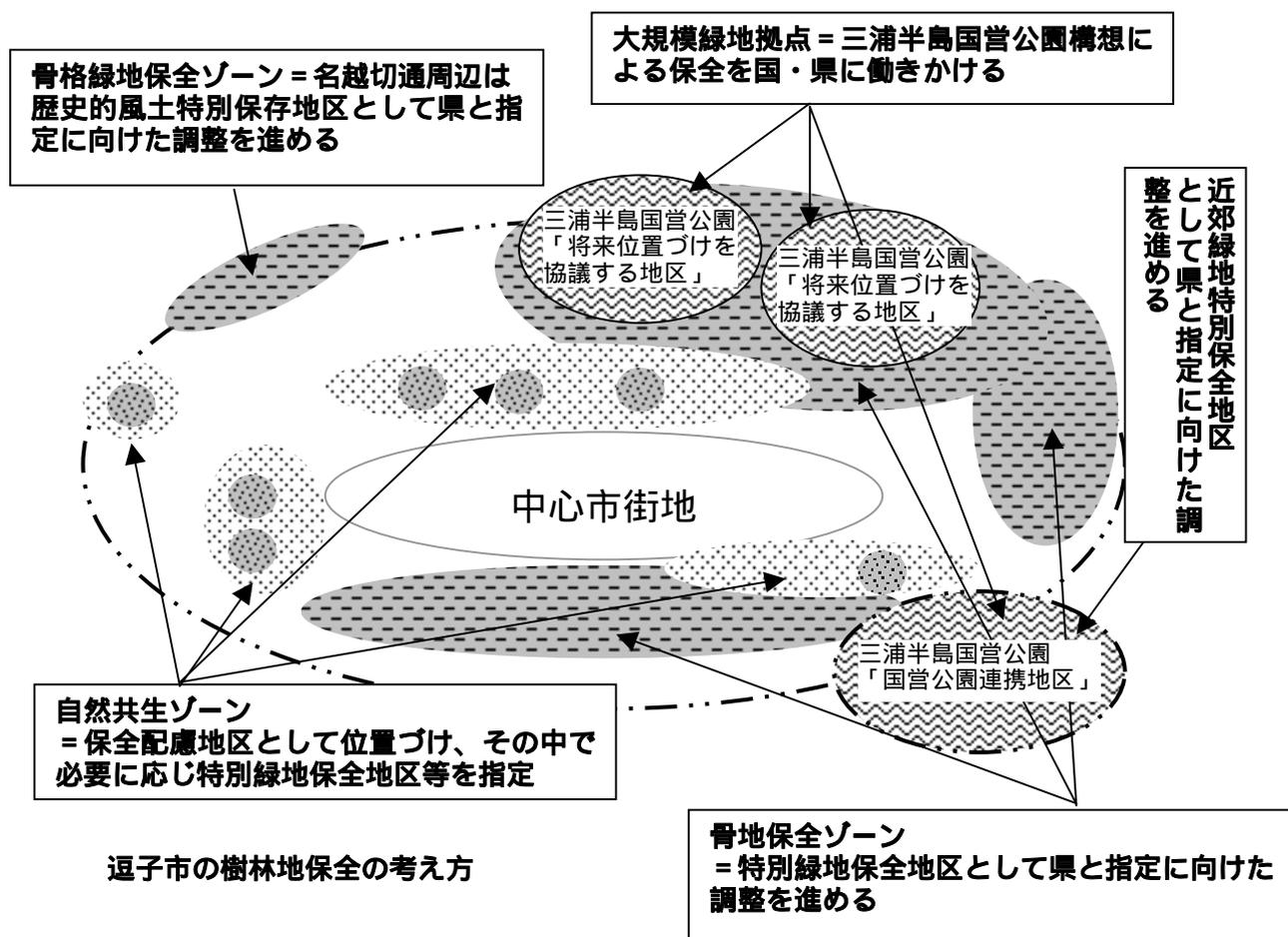
## 6 . 緑地の保全を重点的に進める地区の方針

### 6 - 1 基本的考え方

#### (1) 逗子市における樹林地等の保全の基本的考え方

「3. コンフォート・エコタウンづくりの方針」でも示しましたが、改めてここで本市における樹林地等保全の考え方を整理します。

本市では市街地周辺の樹林地の保全が最重要課題であり、この樹林地の保全を促進するため、骨格緑地保全ゾーンのうち大規模緑地拠点については三浦半島国営公園構想の中で「国営公園連携地区」「将来位置づけを協議する地区」として、また、名越切通周辺の樹林地については歴史的風土特別保存地区として県と連携しながら保全していくものとします。これ以外の骨格緑地保全ゾーン内で一定のまとまりをもつ樹林地については原則として特別緑地保全地区として県と指定に向けた調整を進めてまいります。市街地内や市街地に隣接して位置する自然共生ゾーンについては保全配慮地区として位置づけ、一定のまとまりのある樹林地を対象に、状況に応じて都市林等の指定や特別緑地保全地区を指定し、その中で10ha以上の地区は県と指定に向けた調整を進めていきます。





## (2) 保全配慮地区別保全方針

### 小坪周辺保全配慮地区の保全方針

---

#### 対象区域

逗子マリーナの背後にある、斜面樹林と住宅が共存する小坪五・六丁目周辺地区に位置づけます。

#### 基本的な考え方

海やマリーナから見える南側斜面には自然林が生育し、また、住吉城跡、住吉神社等の歴史的資源のある良好な環境を有しています。ただし、ほとんどが市街化区域となっており、常に開発の危険にさらされていることから、斜面樹林の一体的かつ、早急な保全が必要です。

また、谷戸や斜面樹林の裾に形成される住宅地については、樹林との調和に配慮することが求められます。

#### 施策方針

斜面樹林については特別緑地保全地区による保全を図っていきます。

特に自然林については最優先で保全を図ります。

斜面樹林で景観保全上重要なものについては風致地区による保全も県と協議・検討します。

今後は特別緑地保全地区のうち、まとまって公有地化が図られたものについては、都市林として位置づけていきます。

斜面樹林については特別緑地保全地区による保全が難しい場合についても、逗子市みどり条例にもとづく、保存樹林や市民の森制度、都市緑地法による市民緑地等の諸施策を講じて保全を図っていきます。

保存樹林等が指定されている樹林については、継続的に支援を続けます。また、特別緑地保全地区を指定し、その中で10ha以上の地区は県と指定に向けた調整を進めてまいります。

これにより、相続税の優遇措置を国へ要請するなど保全機能の強化を図ります。

谷戸や山裾に立地する住宅地については、斜面樹林と調和した景観形成が図られるよう、敷地内の緑化を推進するとともに、建築物についても落ち着いた色彩となるよう景観法にもとづく景観計画等による誘導を検討します。

### 大崎・披露山周辺保全配慮地区の保全方針

---

#### 対象区域

大崎公園周辺から披露山公園、亀が岡団地を経て国道134号に至る、斜面樹林を中心とする小坪一・二・四丁目、新宿三・四丁目、久木四丁目の各一部を含む地区に位置づけます。

### 基本的な考え方

良好な自然海岸を形成するほか、樹林地が一定の連続性を持っており、また一部に自然林が生育するなど良好な自然環境を有しています。また、大崎公園、披露山公園等本市を代表する良好な眺望の公園が立地し、一部に披露山・逗子海岸風致地区や披露山・大崎自然環境保全地域が指定されるなど良好な環境が保たれている地区となっています。しかし、大崎公園や披露山公園周辺以外は市街化区域となっており、市街地に残存し、身近な環境の維持改善に資する緑地があり、早急な保全が必要となります。

### 施策方針

斜面樹林については、原則として特別緑地保全地区による保全を図っていきます。特に、大崎公園周辺と披露山公園の周辺および、自然林については最優先で保全を図ります。

既に確保されている大崎緑地、一の沢緑地および、今後、特別緑地保全地区のうち、まとまって公有地化が図られたものについては、都市林として位置づけていきます。斜面樹林については特別緑地保全地区や都市林として確保することが難しい場合についても、逗子市みどり条例にもとづく保存樹林や市民の森制度、都市緑地法による市民緑地等の諸施策を講じて保全を図ってきます。また、第四種風致地区から第一種風致地区への規制強化、風致地区の区域拡大等の保全策についても県と協議してまいります。

トラスト緑地である大崎緑地については今後ともトラスト緑地として保全されるよう県に働きかけていきます。また、保存樹林等が指定されている樹林についても、継続的に支援を続けます。また、特別緑地保全地区を指定し、その中で10ha以上の地区は県と指定に向けた調整を進めてまいります。これにより、相続税の優遇措置を国へ要請するなど保全機能の強化を図ります。

## 久木周辺保全配慮地区の保全方針

---

### 対象区域

鎌倉逗子ハイランドとJR横須賀線、久木川に囲まれた市街化区域内で斜面樹林と住宅が共存する久木五・六丁目周辺の地区に位置づけます。

### 基本的な考え方

当該地区は市街化区域にありながら、樹林地が一定の連続性を持って残されており、また一部に自然林が生育するなど良好な自然環境を有しています。しかし、市街化区域であるため、常に開発の危険にさらされていることから、斜面樹林の一体的かつ、早急な保全が必要となります。

また、谷戸に形成される住宅地については、樹林との調和に配慮することが求められます。

**施策方針**

斜面樹林については特別緑地保全地区による保全を図っていきます。また、市街地に隣接し、景観保全の必要性が高いことから風致地区による保全も検討します。

特に自然林については最優先で保全を図ります。

今後は特別緑地保全地区のうち、まとめて公有地化が図られたものについては、都市林として位置づけていきます。

斜面樹林については特別緑地保全地区による保全が難しい場合についても、逗子市みどり条例にもとづく保存樹林や市民の森制度、都市緑地法による市民緑地等の諸施策を講じて保全を図ってきます。

保存樹林等が指定されている樹林については、継続的に支援を続けます。また、特別緑地保全地区を指定し、その中で10ha以上の地区は県と指定に向けた調整を進めてまいります。これにより、相続税の優遇措置を国へ要請するなど保全機能の強化を図ります。

谷戸に立地する住宅地については、斜面樹林と調和した景観形成が図られるよう、敷地内の緑化を推進するとともに、建築物についても落ち着いた色彩となるよう景観法にもとづく景観計画等による誘導を検討します。

**山の根～アザリエ周辺保全配慮地区の保全方針****対象区域**

J R 逗子駅周辺の北側～アザリエ団地周辺の市街化区域を中心とする区域で、第一運動公園を含むほか、斜面樹林と住宅が共存する久木一・二丁目、山の根一～三丁目、池子一・二丁目、桜山四丁目、沼間二丁目、大字久木周辺の地区に位置づけます。

**基本的な考え方**

J R 逗子駅の北側付近は市街化調整区域から市街化区域に連なって、樹林地が一定の連続性を持って残されており、また J R 横須賀線に面して自然林が生育するなど良好な自然環境を有しています。また、第一運動公園以東は市街地開発が進む中でかろうじて断片的に斜面樹林が残されている地区となっています。この中には、須賀神社(神明社)の社寺林等貴重なみどりも残されています。

当該地区は、市街化区域がほとんどであり、また J R 逗子駅や J R 東逗子駅、京急神武寺駅に近接するなど利便性の高い地区でもあることから、樹林は常に開発の危険にさらされており、斜面樹林の一体的かつ、早急な保全が必要となります。

また、J R 逗子駅北側の深い谷戸に形成される住宅地については、J R 横須賀線からの景観に配慮することが求められます。

**施策方針**

斜面樹林については原則として特別緑地保全地区による保全を図っていきます。

特に自然林と須賀神社(神明社)の社寺林および J R 逗子駅に面した区域については最優先で保全を図ります。

アザリエ緑地を都市緑地として位置づけるとともに、今後は特別緑地保全地区のうち、まとまって公有地化が図られたものについては、都市林として位置づけていきます。当該地区の斜面樹林については、JR逗子駅に近接することから、逗子市みどり条例にもとづく市民の森や都市緑地法による市民緑地候補地、風致地区とすることも検討していきます。

斜面樹林については特別緑地保全地区や都市林として確保することが難しい場合についても、逗子市みどり条例にもとづく保存樹林制度や都市緑地法による市民緑地等の諸施策を講じて保全を図ってきます。

保存樹林等が指定されている樹林については、継続的に支援を続けます。また、特別緑地保全地区を指定し、その中で10ha以上の地区は県と指定に向けた調整を進めてまいります。これにより、相続税の優遇措置を国へ要請するなど保全機能の強化を図ります。

第一運動公園については鉄道沿線を中心に緑化を推進し、JR横須賀線からの景観の向上とビオトープネットワークの確保を図ります。

池子川については河川の多自然化を推進し、ビオトープネットワークの確保を図ります。

JR逗子駅北側の谷戸に立地する住宅地については、斜面樹林と調和し、JR横須賀線やJR逗子駅からの景観に配慮が図られるよう、敷地内の緑化を推進するとともに、建築物についても落ち着いた色彩となるよう景観法にもとづく景観計画等による誘導を検討します。

## **沼間周辺保全配慮地区の保全方針**

### **対象区域**

逗子アーデンヒルを含む市街化区域(一部市街化調整区域含む)で、計画的に開発された市街地とその周辺に斜面樹林が断片的に残る沼間一・三丁目周辺の地区に位置づけます。

### **基本的な考え方**

逗子アーデンヒルの周辺は連続的に斜面樹林が残されているほか、アーデンヒル内は地区計画が決定され、緑地協定が締結されるなど計画的な緑化が図られています。地区西部は市街化調整区域に連なる斜面樹林が残されていますが、隣接する市街化調整区域のように近郊緑地保全区域は指定されていません。

当該地区は、市街化区域がほとんどであることから、樹林は常に開発の危険にさらされており、斜面樹林の一体的かつ、早急な保全が必要となります。

### **施策方針**

斜面樹林については原則として特別緑地保全地区による保全を図っていきます。また、市街地に隣接し、景観保全の必要性が高いことから風致地区による保全も検討します。逗子アーデンヒルの東側で逗葉新道のインターチェンジに隣接する地区については、緩衝緑地として都市緑地を配置します。また、今後は特別緑地保全地区のうち、まと

まって公有地化が図られたものについては、都市林として位置づけていきます。

斜面樹林については特別緑地保全地区や都市林として確保することが難しい場合についても、逗子市みどり条例にもとづく保存樹林や市民の森制度、都市緑地法による市民緑地等の諸施策を講じて保全を図ってきます。

保存樹林等が指定されている樹林については、継続的に支援を続けます。また、特別緑地保全地区を指定し、その中で10ha以上の地区は県と指定に向けた調整を進めてまいります。これにより、相続税の優遇措置を国へ要請するなど保全機能の強化を図ります。

桜山中央公園については、ビオトープネットワークの確保に配慮し、積極的な緑化を推進します。

逗子アーデンヒルの区域内については、現在形成されている良好な住環境を保全するため、緑地協定の継続的な締結を図ります。また、緑地協定を締結した桜山五丁目地内においては、区域内に残された斜面林を都市緑地として保全するとともに、周囲の斜面林と調和した住宅の形成を図ります。



## 6 - 3 特別緑地保全地区の保全方針

### (1) 特別緑地保全地区の基本的考え方

#### 特別緑地保全地区指定の意義

特別緑地保全地区とは、都市計画法第8条に規定される、平成16年の法改正以前は緑地保全地区の名称で運用されていた地域地区のことで、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として指定されます。また、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条に規定する近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域のうち、首都およびその周辺の住民の健全な心身の保持および増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しく、かつ、特に良好な自然の環境を有する土地について指定する緑地となっています。

特別緑地保全地区では、建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限されます。このため、行為の許可を受けることができないために通常生ずべき損失を受けた者に対する損失補償、および許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障を来す場合はその土地に対する買入れがおこなわれます。

#### 特別緑地保全地区指定の基本的考え方

特別緑地保全地区は、本市の樹林地の中で保全の必要性が高い樹林地に定めるものとし、「6 - 1 基本的考え方」に示すとおり、以下の要件のいずれかに当てはまるものを指定候補地とします。

- a . 骨格緑地保全ゾーンのうち三浦半島国営公園の国営公園連携地区・今後位置づけを協議する地区および歴史的風土特別保存地区指定予定区域を除く、一定のまとまりをもつ樹林地
- b . 市街地内の歴史性の高い樹林地・一団の自然林
- c . 保全配慮地区(自然共生ゾーン)内のまとまった樹林地
- d . 三浦半島国営公園「国営公園連携地区」(近郊緑地特別保全地区を指定)

#### 特別緑地保全地区の指定方針

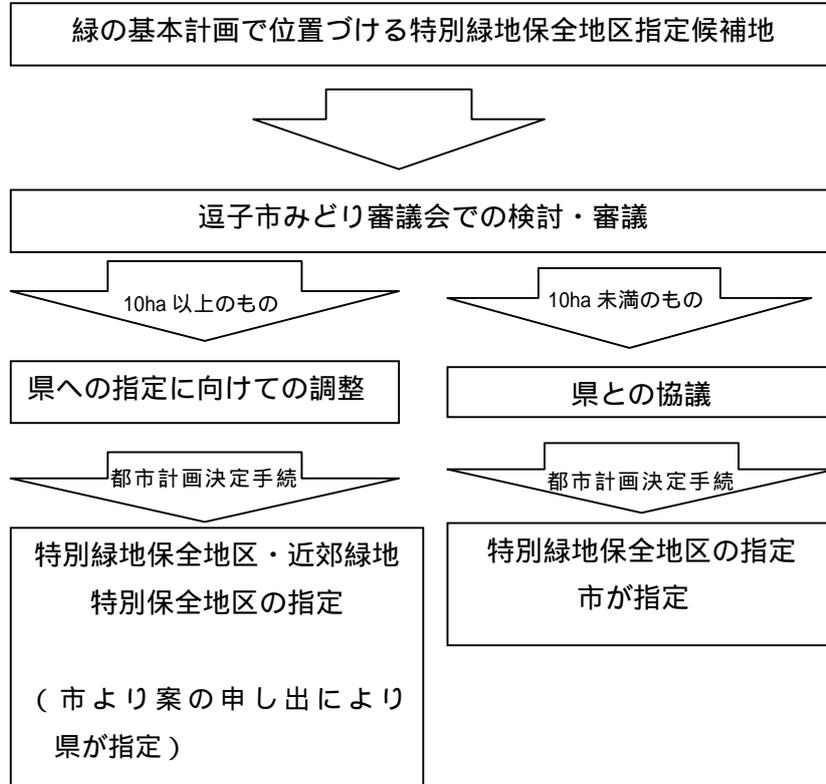
特別緑地保全地区の指定候補地の選定と優先順位づけは、個々の地域について客観的に評価する必要があることから、必要に応じて市民および専門知識を有する者で構成される逗子市みどり審議会において、検討・審議するものとします。

特別緑地保全地区の実際の指定にあたっては、県と協議を図りながら、指定を進めることとなりますが、原則以下の基準に基づき指定主体が定められます。

10ha未満の特別緑地保全地区...市が指定となります。

10ha以上の特別緑地保全地区...市より県に対し案の申し出により、県が指定することになります。

本市における特別緑地保全地区の指定の流れ

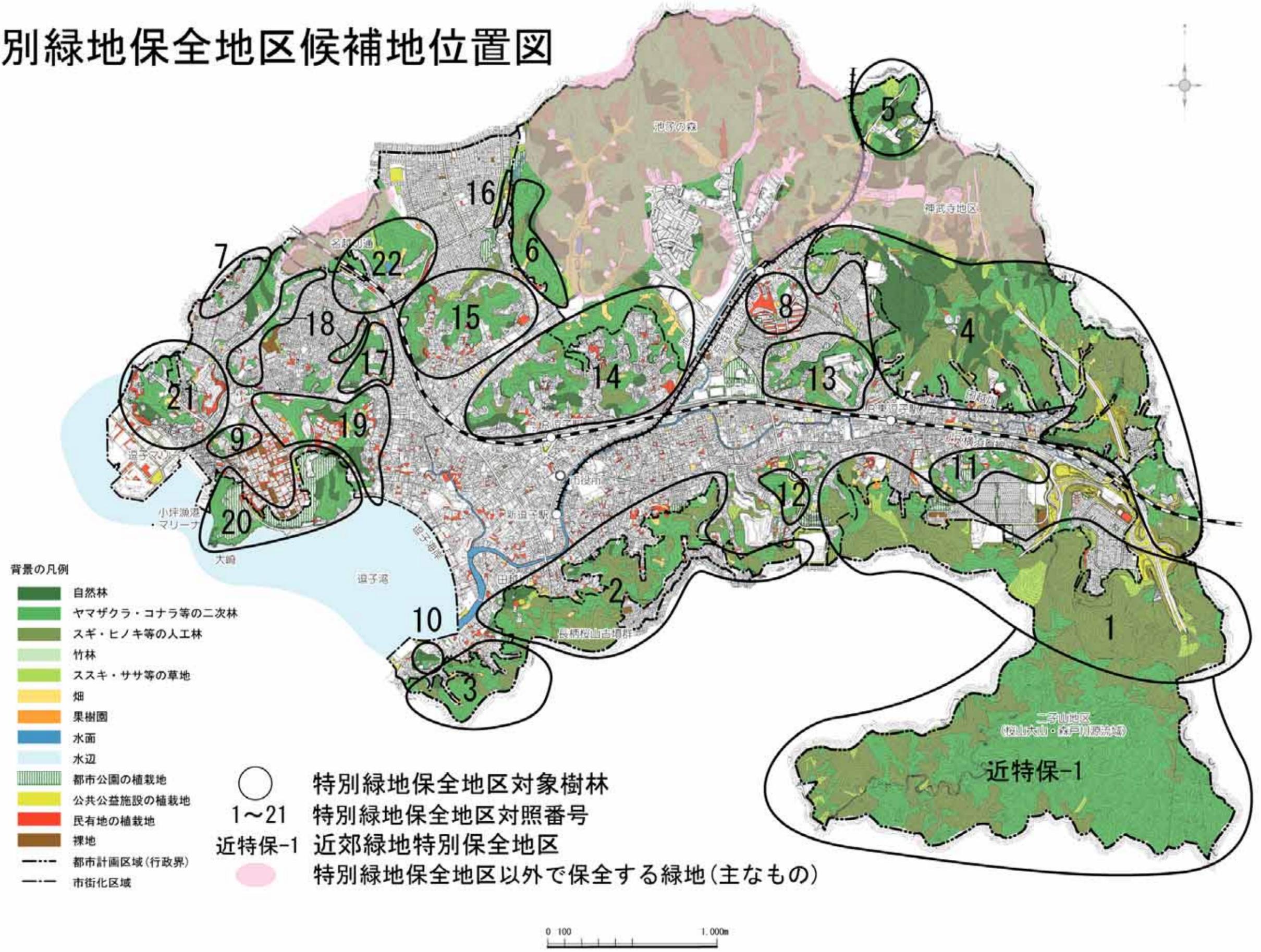


**特別緑地保全地区候補地位置図**

指定要件にもとづき、特別緑地保全地区の候補地を決定し、その位置を特別緑地保全地区候補地位置図として87ページに示します。



# 特別緑地保全地区候補地位置図



## ⑤ 特別緑地保全地区候補地の保全方針

特別緑地保全地区候補地とその現状と保全の方向性について「特別緑地保全地区候補地の保全方針」表として示します。

特別緑地保全地区候補地の保全方針（その1）

図面対象 番号	名称	所在地	指定 要件	面積 (ha)	地区の状況	区分	地区	植生 その他	緑地の保全方針
緑保-1	沼間南部	沼間1・3・5丁目、桜山5丁目	a	94.0	アーデンヒル、グリーンヒルの南側に大きく広がる樹林地で、スギ・ヒノキの植林地が主体ですが、一部に二次林や草地もみられます。大部分が市街化調整区域で、近郊緑地保全区域が指定されています。	市街化調整区域	近郊緑地保全区域	人工林	人工林が主体で、自然林もありません。また、大部分が市街化調整区域と、近郊緑地保全区域の指定により一定の保全処置がとられていることから、緊急性はそれほど高くないと判断し、順次保全を県に働きかけていきます。
緑保-2	長柄桜山古墳群周辺	桜山5・6・7・8丁目	a	47.9	桜山5～8丁目に分布する斜面樹林地で、一部に自然林を含むほか、スギ・ヒノキの植林地と二次林が混在分布するまとまった樹林地です。地区のほとんどが市街化調整区域で、また大半が近郊緑地保全区域に指定されています。当該地区内には長柄桜山古墳群が立地しており、同古墳群は国指定史跡として、指定されています。	市街化調整区域	近郊緑地保全区域	自然林・二次林・人工林 国指定史跡周辺	長柄桜山古墳群の周辺地区として、史跡と一体となって良好な自然環境を形成している緑地を保全する必要性が高く、また、樹林地面積もまとまって立地することから、緊急度の高い緑地として保全を県に働きかけていきます。
緑保-3	桜山・長柄隧道上	桜山8・9丁目	a	13.3	桜山8,9丁目に分布する斜面樹林地で一部に自然林を含むほか、二次林とスギ・ヒノキの植林地が分布しています。地区のほとんどが市街化調整区域で、また大半が近郊緑地保全区域に指定されています。当該樹林は逗子海岸から望むことができ、海岸の景観形成に大きな役割を果たしています。	市街化調整区域	近郊緑地保全区域	自然林・二次林・人工林 逗子海岸近接	逗子海岸からの眺望景観に与える影響が大きい斜面樹林地ですが、市街化調整区域であり、近郊緑地保全区域が指定されていることから、やや緊急度の高い地区として保全を県に働きかけていきます。
緑保-4	神武寺	沼間2・4・6丁目	a	101.3	神武寺を中心として広く分布する樹林地。自然林が広く分布しており、また貴重な植物を有するなど、学術的にも重要な地区となっています。また、市街地に近接しており、JR横須賀線や市街地から望むことの出来る地区となっています。地区のほとんどが市街化調整区域で、また一部に自然環境保全地域が指定されています。また、国有林も含まれます。	市街化調整区域	自然環境保全地域	自然林・二次林・人工林 景観・学術価値大・国有林	自然林の広く分布する学術的にも重要な地区であり、まとまった樹林地を有することから、一体的な保全が必要で高い地区として、積極的な保全を県に働きかけていきます。
緑保-5	池子境山	池子4丁目	a	9.8	池子トンネル周辺の樹林地で、自然林の分布も多くなっています。全域が市街化調整区域かつ国有林となっています。	市街化調整区域	自然林・二次林	国有林	市街化調整区域であり、国有林でもあるため、現状のままでも一定保全されることが期待できることから、順次市で保全を図っていきます。
緑保-6	久木池の谷	久木7丁目	a	11.4	鎌倉逗子ハイランドと旧池子弾薬庫跡地の間の樹林地で、二次林が主体で全域民有林となっています。ほぼ全域市街化調整区域となっていますが、市街化区域に近接しています。	市街化調整区域	二次林	市街化近接	市街化調整区域であることから、一定の開発抑制は図られていますが、市街化区域に隣接し、その他の法規制もないことから、やや緊急度の高い緑地として県に保全を働きかけていきます。
緑保-7	南ヶ丘	小坪6・7丁目	a	0.8	鎌倉市側の樹林地から連続的に形成される二次林主体の樹林地で、本市側は全て住宅市街地に取り囲まれています。鎌倉市側は市街化調整区域であるのに加え、歴史的風土保存区域に指定されています。	市街化区域	二次林	鎌倉市から連続	全域市街化区域内で、二次林が主体であり、また、鎌倉市側から連続する樹林地として、生態的連続性の確保に不可欠なことから、緊急性の高い緑地として市が保全を図っていきます。

指定要件：a. 骨格緑地保全ゾーン内の一定のまとまりをもつ樹林地(国営公園、歴史的風土特別保存地区以外)、b. 市街地内の歴史性の高い樹林地・一団の自然林、c. 保全配慮地区内の樹林、d. 三浦半島国営公園「国営公園連携地区」

特別緑地保全地区候補地の保全方針（その2）

図面対象 番号	名称	所在地	指定 要件	面積 (ha)	地区の状況	区分	地区	植生 その他	緑地の保全方針
緑保-8	須賀神社	池子2丁目	b, c	1.9	京急神武寺駅に近接する市街地内で、社寺境内と一体的に形成される社寺林(自然林)で、市街地の貴重な空間となっています。	市街化区域	保存樹林	自然林 市街地内	市街地内に残る歴史性の高い貴重な樹林地として、保全の必要性は極めて高いことから、緊急度の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-9	伊勢山	小坪3・4丁目	b, c	1.4	国道134号の伊勢山トンネル北側出口付近に形成される斜面樹林で、天照大神宮の境内地を含み、自然林と二次林で構成されています。	市街化区域	保存樹林	自然林・二次林 市街地内	市街地内に残る歴史性の高い貴重な樹林地として、また、国道134号からの眺望景観の向上に寄与する樹林として保全の必要性は極めて高いことから、緊急度の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-10	鑑摺	桜山9丁目	b	1.1	桜山9丁目の市街化区域に残された小山状の自然林を主体とした斜面樹林で、市・県指定天然記念物鑑摺不整合を示す露頭を含んでいます。また、当該樹林は逗子海岸から望むことができ、海岸の景観形成に大きな役割を果たしています。	市街化区域	天然記念物	自然林 逗子海岸近接	逗子海岸からの眺望景観に与える影響が大きい斜面樹林であり、天然記念物を含みまた、全域市街化区域であることから、緊急度の高い緑地として市が積極的に保全を図っていきます。
緑保-11	アーデンヒル周辺 (元木・菅ヶ谷)	沼間3丁目	c	5.7	沼間周辺保全配慮地区内のアーデンヒルの北側に帯状に残る斜面樹林で二次林を主体としています。全域が市街化調整区域で、一部公有地化も図られています。	市街化区域		二次林 市街地内	全域市街化区域内で、二次林が主体であることから、市街地から眺望景観の向上に寄与しており、災害防止上も保全の必要性が高いことから、緊急性の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-12	番合	桜山5丁目	c	3.5	沼間周辺保全配慮地区内で桜山5丁目の市街化区域に島状に残された樹林地で、大部分が二次林で一部草地となっています。ほぼ全域民有林です。	市街化区域	保存樹林	二次林 市街地内	全域市街化区域内で、二次林が主体ですが、市街地から眺望でき、また生態的連続性の確保に不可欠なことから、緊急性の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-13	池子2丁目	池子2丁目	c	8.6	山の根～アザリエ周辺保全配慮地区内で、東逗子団地から市街化調整区域にむかって延びる斜面樹林地で、二次林が主体ですが一部に自然林が形成されています。地区の全域が市街化区域で開発により斜面樹林は帯状にかろうじて連続して残された状態となっており、JR横須賀線に近接しています。地区の約5割が公有地化されています。	市街化区域		自然林・二次林・人工林 JR横須賀線近接	JR横須賀線に近接しており、横須賀線や市街地からの眺望景観保全のため保全の必然性が高いことから、緊急度の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-14	山の根	山の根1・2・3丁目	c	35.5	山の根～アザリエ周辺保全配慮地区内で、久木1・2丁目、山の根1・2・3丁目に広く分布する斜面樹林地で、一部は市街化調整区域ですが、ほとんどが市街化区域内に立地しています。当該地区はJR逗子駅に近接し、市街地に面して自然林が形成、その他も二次林が主体となって樹林が残されています。谷戸には住宅地が形成され、樹林地は帯状に残されている状態となっています。	市街化区域		自然林・二次林 逗子駅近接	JR逗子駅や中心市街地から間近に望むことができるまとまった樹林地であり、また自然林も比較的多く残存しており、また、市街化区域内でもあることから、市内で最も緊急度の高い樹林として、特に優先して保全が図られるよう県に働きかけていきます。
緑保-15	久木	久木5・6・8丁目	c	17.0	久木周辺保全配慮地区内で、久木5・6丁目に分布する斜面樹林地で、二次林が主体ですが、一部に小面積ながら自然林も分布します。市街化区域内にありながら、比較的まとまって樹林が形成されており、また、JR横須賀線に近接するなど、眺望景観上も重要な位置にあります。一部で公有地化も進んでいます。	市街化区域		自然林・二次林 JR横須賀線近接	JR横須賀線に近接しており、横須賀線や市街地からの眺望景観保全のため保全の必然性が高いことから、緊急度の高い緑地として県に保全を働きかけていきます。

指定要件：a. 骨格緑地保全ゾーン内の一定のまとまりをもつ樹林地(国営公園、歴史的風土特別保存地区以外)、b. 市街地内の歴史性の高い樹林地・団地の自然林、c. 保全配慮地区内の樹林、d. 三浦半島国営公園「国営公園連携地区」

6. 緑地の保全を重点的に進める地区の方針

特別緑地保全地区の候補地保全方針（その3）

図対象 番号	名称	所在地	指定 要件	面積 (ha)	地区の状況	区 分	地区	植生 その他	緑地の保全方針
緑保-16	堂の田	久木 8 丁目	c	1.0	久木周辺保全配慮地区隣接地で、鎌倉逗子ハイランドと久木大池公園に隣接して残されている帯状の樹林地で二次林と草地で構成されています。全域が市街化区域で、全て民有地となっています。	市街化区域		二次林 市街地内	全域市街化区域内で、二次林が主体であり、また、久木大池公園から連続する帯状の緑地帯として生態的連続性の確保に不可欠なことから、緊急性の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-17	白山	久木 4 丁目、小坪 1 丁目	c	3.8	大崎・披露山周辺保全配慮地区内で、久木 4 丁目を中心に残る二次林が主体のまとまった斜面樹林地で、横須賀線に近接し、市街地に取り囲まれています。全域が市街化区域で、一部公有地化されています。	市街化区域	保存樹林	二次林 市街地内	全域市街化区域内で、二次林が主体であることから、市街地やJR横須賀線からの眺望景観の向上に寄与しており、また生態的連続性の確保に不可欠なことから、緊急性の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-18	亀ヶ岡団地周辺	小坪 1・2 丁目	c	2.8	大崎・披露山周辺保全配慮地区内で、亀ヶ岡団地の周囲に残された二次林が主体の急傾斜の帯状の樹林地で、全域が市街化区域となっています。	市街化区域	保存樹林	一次林 市街地内	全域市街化区域内で、二次林が主体であり、災害防止上も保全の必要性が高く、生態的連続性の確保に不可欠なことから、緊急性の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-19	新宿 4 丁目	新宿 4 丁目	c	11.6	大崎・披露山周辺保全配慮地区の中核的地区で、披露山公園の東から北にのびている樹林地で、自然林を有する二次林が主体の樹林地で、全域が市街化区域となっています。また、披露山・逗子海岸風致地区も指定されています。	市街化区域	風致地区	自然林・二次林 市街地内	風致地区が指定されていますが、市街地内の良好な斜面樹林地であることから、緊急性の高い緑地として県に保全を働きかけていきます。
緑保-20	披露山・大崎	新宿 5 丁目、小坪 4 丁目	c	17.0	大崎・披露山周辺保全配慮地区の中核的地区で、本市を代表する良好な自然海岸とそこに形成される樹林地によって良好な景観と良好な自然環境を有しています。また、全域市街化調整区域で、披露山・逗子海岸風致地区や披露山・大崎自然環境保全地域も指定されています。	市街化調整区域	風致地区・自然環境保全地域	自然林・二次林 自然海岸	市街化調整区域であり、また風致地区や自然環境保全地域が指定されていますが、本市を代表する自然環境・景観を有する地区として、保全の必要性が極めて高いことから、市内で最も緊急度の高い樹林地として、特に優先して保全されるよう県に働きかけていきます。
緑保-21	小坪住吉	小坪 5・6 丁目	c	6.7	小坪周辺保全配慮地区内で、逗子マリーナに近接しており、海やマリーナから見える南側斜面には自然林が生育し、また、住吉城跡、住吉神社等の歴史的資源を有するなど良好な環境を有しています。地区のほとんどが市街化区域となっています。	市街化区域		自然林・二次林 マリーナ近接	市街化区域に立地し、また、マリーナや海からの眺望景観と自然林を保全する必要性が高いことから、緊急度の高い緑地として市が保全を図っていきます。
緑保-22	名越	久木 4・8・9 丁目、小坪 1 丁目	a, b	17.1	名越切通歴史的風土保存区域を取り囲む既存の名越緑地を含む地区です。樹林の植生としては二次林が主体ですが、耕作放棄地の草地やため池等を含む多様な自然を有する地域です。市街化区域が主体ですが、市街化調整区域も含まれています。	市街化区域	都市林	二次林 史跡近接	史跡の周辺地域の保全とみどりの連続性を確保するため、名越緑地と一体的に自然環境を保全する必要性が高いことから、緊急度の高い緑地として県に保全を働きかけていきます。
近特保-1	二子山	桜山大山	d	193.9	二子山とその南の森戸川源流部一帯の樹林地で、二次林が主体ですが、人工林も混在しています。植生的には自然林こそありませんが、非常に良好な景観を有しており、また、一体は野生生物の生息地となっています。全域市街化調整区域で、近郊緑地保全区域が指定されています。また、三浦半島国営公園の国営公園連携地区と位置づけられています。	市街化調整区域	近郊緑地保全区域	源流域・良好生態系 一次林・人工林	三浦半島国営公園の国営公園連携地区であり、また、逗子市の中において最もまとまって樹林が残されている地区の一つであり、源流域を一体的に保全する必要性が高いことから、緊急度の高い地区として積極的な保全を県に働きかけていきます。なお、当該地区については近郊緑地特別保全地区として県と指定に向けた調整を進めてまいります。

指定要件：a. 骨格緑地保全ゾーン内の一定のまとまりをもつ樹林地(国営公園、歴史的風土特別保存地区以外)、b. 市街地内の歴史性の高い樹林地・一団の自然林、c. 保全配慮地区内の樹林、d. 三浦半島国営公園「国営公園連携地区」

## (2) 逗子市の自然緑地等保全方針まとめ

特別緑地保全地区を中心に逗子市内の樹林地等自然緑地の保全方針について、まとめとして整理します。

### 逗子市の自然緑地等緑地保全方針のまとめ

緑地区分	緑地名	番号	名称	所在地	指定・整備主体 (予定)	備考
地域制緑地 (主なもの)	近郊緑地特別保全地区	近特保-1	二子山	桜山大山	県	三浦半島国営公園連携地区
	特別緑地保全地区	緑保-1	沼間南部	桜山5丁目、沼間1・3・5丁目	県	骨格緑地保全ゾーン
		緑保-2	長柄桜山古墳群周辺	桜山5・6・7・8丁目	県	骨格緑地保全ゾーン、長柄桜山古墳群周辺地域
		緑保-3	桜山・長柄隧道上	桜山8・9丁目	県	骨格緑地保全ゾーン
		緑保-4	神武寺	沼間2・4・6丁目	県	骨格緑地保全ゾーン
		緑保-5	池子境山	池子4丁目	市	骨格緑地保全ゾーン
		緑保-6	久木池の谷	久木7丁目	県	骨格緑地保全ゾーン
		緑保-7	南ヶ丘	小坪6・7丁目	市	骨格緑地保全ゾーン
		緑保-8	須賀神社	池子2丁目	市	良好な社寺林
		緑保-9	伊勢山	小坪3・4丁目	市	良好な社寺林
		緑保-10	鑑摺	桜山9丁目	市	歴史・景観的に重要な樹林
		緑保-11	アーデンヒル周辺 (元木・菅ヶ谷)	沼間3丁目	市	沼間周辺保全配慮地区
		緑保-12	番合	桜山5丁目	市	沼間周辺保全配慮地区
		緑保-13	池子2丁目	池子2丁目	市	山の根～アザリエ周辺保全配慮地区
		緑保-14	山の根	山の根1・2・3丁目	県	山の根～アザリエ周辺保全配慮地区
		緑保-15	久木	久木5・6・8丁目	県	久木周辺保全配慮地区
		緑保-16	堂の田	久木8丁目	市	久木周辺保全配慮地区
		緑保-17	白山	久木4丁目、小坪1丁目	市	大崎・披露山周辺保全配慮地区
		緑保-18	亀ヶ岡団地周辺	小坪1・2丁目	市	大崎・披露山周辺保全配慮地区
		緑保-19	新宿4丁目	新宿4丁目	県	大崎・披露山周辺保全配慮地区
		緑保-20	披露山・大崎	新宿5丁目・小坪4丁目	県	大崎・披露山周辺保全配慮地区 ※一部大崎緑地と重複指定
		緑保-21	小坪住吉	小坪5・6丁目	市	小坪周辺保全配慮地区
		緑保-22	名越	久木4・8・9丁目、小坪1丁目	市	骨格緑地保全ゾーン、名越切通周辺地域
	歴史的風土特別保存地区	歴特保-1	名越切通特別保存地区	久木4・9丁目、小坪7丁目	県	鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域全域
	その他	その他	池子米軍家族住宅地内保存緑地	池子、久木	県	池子米軍家族住宅地内の斜面樹林地
施設緑地 (住区、都市基幹公園を除く)	国営公園	国-1	池子の森・神武寺	国有林の区域	国	三浦半島国営公園将来位置づけを協議する地区
	都市林	都林-1	才戸緑地	桜山6丁目	市	逗子市都市公園条例第2条別表第1に定める都市公園の内、樹林地および動植物の生息環境の保全を目的とする緑地
		都林-2	台山緑地	沼間1丁目	市	
		都林-3	沼間大山緑地	沼間5丁目	市	
		都林-4	名越緑地	久木4・9丁目	市	
		都林-5	大崎緑地	小坪4丁目	市	
		都林-6	滝の谷緑地	小坪7丁目	市	
		都林-7	一の沢緑地	小坪1丁目	市	
		都林-8	西ヶ谷緑地	池子2丁目	市	
		都林-9	緑政課管理市有緑地		市	
	都市緑地	都緑-1	地蔵山緑地	桜山5・6丁目	市	桜山緑化配慮地区、桜山開発地内
		都緑-2	小坪2丁目緑地	小坪2丁目	市	旧県営住宅予定地
		都緑-3	猿ヶ作緑地	沼間3丁目	市	緩衝緑地
都緑-4		アザリエ緑地	池子3丁目	市	緩衝緑地	